

令和 8 年 8 月 1 0 日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、令和 8 年 7 月 9 日付け（同月 1 0 日受付）司法行政文書の開示に関する苦情の申出書記載のとおり主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考ええる。

記

1 開示申出の内容

最高裁判所通知通達回答集の目次（最新版）

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1 の開示申出に対し、令和 8 年 6 月 1 6 日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 最高裁判所において、本件開示申出に係る文書（以下「本件開示申出文書」という。）を探索したが、当該文書は存在しなかった。

(2) これに対し、苦情申出人は、本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張するが、令和 5 年 1 0 月、本件開示申出文書を掲載していた最高裁判所規則集等データベースⅡが廃止されたことに伴い、本件開示申出文書も廃棄された。

(3) よって、原判断は相当である。